



石垣市教育委員会
障がい者活躍推進計画

令和5年3月（改定）

1 策定趣旨

令和元年6月の障害者雇用促進法の改正により、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇う責務が明示されるとともに、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）」を作成することが義務付けられました。

石垣市教育委員会においては、令和2年3月に策定した前計画の取組や結果等を踏まえ、引き続き、市長部局と連携を図りつつ、障がいのある職員を含む全ての職員が働きやすい職場環境づくりに向けた取組を進めるため、本計画の改定を行いました。

2 計画概要

実施主体 : 石垣市教育委員会
任命権者 : 石垣市教育委員会
計画期間 : 令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）

周知・公表 : 作成又は改定を行った計画は、庁内掲示板の掲載等により全職員へ周知するとともに市ホームページへの掲載等により適切に公表します。

3 雇用実績

過去4年間の障がい者の雇用率

	実績	法定雇用率
令和元年度	2.88%	2.4%
令和2年度	2.33%	2.4%
令和3年度	4.09%	2.5%
令和4年度	2.88%	2.5%

令和2年度を除き法定雇用率は達成しているものの、雇用の多くが本務職員以外の職員であるため、今後も引き続き、障がい者の採用活動を積極的に行う必要がある。

4 目標

(1) 雇用率に関する目標

障がい者である職員の実雇用率について、各年度において、当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とします。

(2) 定着に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせないように努めます。

離職者が生じた場合には、その要因を把握し、必要な措置を講じるよう努めます。

5 組織体制

- ・ 障害者雇用推進者として教育部教育総務課長を選任する。
- ・ 障害者雇用推進者、人事担当部署の係長等を構成員とする「障がい者雇用推進チーム」を設置する。障がい者である常勤職員・非常勤職員等にも広く参画を呼びかけ、障害者活躍推進計画の実施状況の点検、見直し等を行う。なお、本チームは必要に応じて市長部局と連携し、障がい者の活躍推進に係る事案を協議する。
- ・ 職員を障害者職業生活相談員として選任する場合は、沖縄労働局が開催する資格認定講習を受講させる。
- ・ 障がいのある職員が相談できる窓口を教育部教育総務課に設置します。

6 取組み内容

(1) 障がい者の採用

会計年度任用職員については、ハローワークによる紹介、ホームページ等による応募により幅広く人材を募集します。

- ・ 職員の募集及び採用選考にあたっては、以下の取扱いを行いません。
 - ①特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。
 - ②自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ③介助者なしでの業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - ④「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - ⑤特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

(2) 職務の選定

障がい者である職員の勤務先については、採用前に面談をしたうえで、障がいの特性を十分に把握し、本人の希望も踏まえ、通勤や勤務形態に配慮し決定します。

採用後については、所属長の意見も確認し、障がい者一人ひとりの特性、能力、希望等を考慮したうえで、適切な業務・配属先を決定します。

(3) 働き方

障がい者一人ひとりの特性、能力、状態を確認し、本人の意向を踏まえ、実現可能な支援を施せるよう努めます。

(4) 満足度の把握

人事評価における所属長ヒアリングにて、現在の勤務環境等についての満足度調査を実施します。また、必要に応じてアンケート調査を実施する等、障がい者である職員満足度等の把握に積極的に務めます。

(5) その他人事管理

在職中に疾病・事故等により障がい者となった職員については、通院への配慮、配属先の変更、その他働き方についての調整を行い、円滑な職場復帰を支援します。

7 その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。